

農業経営基盤強化促進法第19条第7項に規定する公告

南魚沼地区地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、南魚沼地区地域計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

南魚沼地区地域計画の変更案に係る利害関係人は、南魚沼地区地域計画の変更案について令和7年12月22日までに当市に意見書を提出することができる。

令和7年12月8日

南魚沼市長 林 茂男



1 南魚沼地区地域計画の変更案と変更の理由の縦覧期間

自 令和7年12月8日

至 令和7年12月22日

2 南魚沼地区地域計画の変更案と変更の理由の縦覧場所

南魚沼市役所 本庁舎 北分館 2階 農林課 南魚沼市六日町180-1

南魚沼市ウェブサイト

3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出に当たっては、南魚沼地区地域計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「南魚沼地区地域計画の変更案に対する意見書の提出について」によること。